

平成28年度

「男女共同参画週間」キャッチフレーズ募集！

募集テーマ：

旧来の労働慣行や意識を変え、
女性も男性も多様な暮らしや働き方が
可能な社会を作るためのキャッチフレーズ

あなたの作品が
プロデザイナーによる
ポスターになって
全国で活用されます!!

平成28年は、4月から女性活躍推進法が本施行となり、第4次男女共同参画基本計画における5か年間の初年度に当たります。この数年で進んできた女性の活躍を更に着実に進めていく節目の年です。

女性のより積極的な暮らし方・働き方を推進するために、男性中心の意識や労働慣行の変革を促し、多様な可能性を持つ社会を実現するためのキャッチフレーズを募集します。

このキャッチフレーズは、平成28年度「男女共同参画週間」のポスターをはじめ、様々な場面で広報・啓発活動に使用します。たくさんの御応募、お待ちしております！

- 1 応募資格 どなたでも応募できます。ただし、応募作品は未発表の自作のものに限ります。
- 2 応募期間 平成28年1月12日(火)から同年2月29日(月)まで
- 3 応募方法 男女共同参画局サイトのキャッチフレーズ募集ページから、応募フォームに必要事項を入力して御応募ください。

<http://www.gender.go.jp/public/week/week.html>

お一人何作品でも御応募可能です！

ただし、応募1回につき1作品とさせていただきます。

※個人情報の取扱い

応募フォーム等に記載された個人情報は、本公募に関連する用途に限って使用し、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」に基づき適正な管理を行います。

- 4 審査及び表彰 内閣府及び外部審査員(※)において審査を行い、入賞者には4月中に通知いたします。

※ 勝間和代氏 萩原なつ子氏
(経済評論家) (立教大学教授)

山本高史氏
(関西大学教授)



↑平成27年度 最優秀作品

入賞作品(最優秀賞、優秀賞)の応募者には、後日、記念品を贈呈いたします。
また、最優秀賞作品は、6月の男女共同参画週間の期間中に男女共同参画担当大臣から表彰予定です。

- 5 その他 応募作品は返却いたしません。また、入賞作品の著作権は内閣府に帰属します。
- 6 問合せ先 内閣府男女共同参画局総務課「キャッチフレーズ募集係」03-5253-2111(代表)